

## 第4回 草津市自転車安全利用検討委員会

日時：平成25年5月29日（水）10時～

場所：市民交流プラザ5階 大会議室

### 委員会次第

#### 1 開会

#### 2 議題

①前回委員会の論点について

②条例の検討項目について

③提言（案）について

#### 3 その他

次回日程等について（平成25年7月下旬）

閉会

## 「草津市自転車安全利用検討委員会」委員名簿

(敬称略)

所属等	氏名
市民代表(公募)	嶋 田 正 男
市民代表(公募)	山 本 恵 美
草津市自治連合会	川 瀬 善 行
草津市老人クラブ連合会	西 蔵 清 彦
草津商工会議所	金 澤 郁 夫
草津栗東地区労働者福祉協議会	福 永 正
滋賀県バイコロジーをすすめる会	石 塚 隆
滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	大 西 清
滋賀県自転車防犯協会	田 中 吉 恵
草津市立小中学校校長会	水 野 靖 枝
滋賀県立高等学校	辻 美 也 子
立命館大学	小 川 圭 一
滋賀県立大学	近 藤 隆 二 郎
学校法人立命館 BKC事務局	高 取 彰
滋賀県脊髄損傷者協会	前 野 奨
草津市商店街連盟	駒 井 喜 行
草津栗東交通安全協会	松 村 幸 子
草津警察署	堤 伸 一
滋賀県土木交通部	小 嶋 栄 子
滋賀県南部土木事務所	林 奈 央

### 検討委員会スケジュール

日程	会議の主な内容（予定）
平成 24 年 11 月 30 日	<b>第 1 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 検討委員会について説明 ・ 意見交換 現状の自転車マナー等について意見交換
平成 25 年 1 月 28 日	<b>第 2 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 前回の論点を再確認 ・ 市民アンケート調査の実施結果について説明 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換
3 月 25 日	<b>第 3 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換
5 月 29 日	<b>第 4 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換 ・ 提言（案）について意見交換
7 月頃	<b>第 5 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 前回の論点を再確認 ・ 条例に規定すべき事項について意見交換 ・ 提言（案）について意見交換およびとりまとめ
8 月頃	<b>第 6 回草津市自転車安全利用検討委員会</b> ・ 提言書を市長へ提言 ・ 意見交換



**市長へ自転車の安全利用および利用促進に関する提言書を提出**

### 提言後のスケジュール

日程	主な内容（予定）
平成 25 年 9 月頃	提言を踏まえ、条例（素案）を作成
10 月頃	条例（素案）のパブリックコメントの実施
11 月頃	パブリックコメントの結果公表 パブリックコメントに基づき、条例（案）の作成
12 月頃	市議会に条例（案）を提案（審議・議決）
平成 26 年 1 月頃	条例の告示（平成 26 年 4 月 1 日施行）

## 第3回草津市自転車安全利用検討委員会における論点について

### 委員会

#### ○前回委員会の論点について

- ・立命館大学の事例紹介については、高校4年生を大学1回生にするための教育が必要である、という理解で整理していただきたい。

#### ○各種アンケート調査について

- ・事業所によって駐輪場を整備していないため、早急な指導が必要ではないか。

#### ○利用促進等に関する施策例や普通自転車歩道通行可規制箇所マップについて

- ・自転車盗難を防止するためには、盗難状況など市民に公表する情報の内容と、自転車利用者に啓発する方法を上手く組み合わせて検討することが必要である。
- ・国土交通省のガイドラインを踏まえると、自転車歩行者道の整備よりも車道への自転車走行空間の整備が望ましい。しかしながら、自転車レーン等の整備は難しいため、交通規制がかからない路面表示の検討を進めていただきたい。
- ・草津川跡地を活用した、自転車利用の活性化や自転車の安全利用教育などを検討していただきたい。
- ・地元への周知が不足しており、車道への自転車の誘導について理解を得られにくいため、自転車交通委員の設置などによる地元への説明が重要である。

#### ○条例の検討項目について

- ・自転車安全利用推進員には、安全利用だけでなく利活用に関する取り組みもお願いしたい。
- ・事業者の責務の中に、従業員だけでなく自転車利用者への啓発努力に関する規定を明記していただきたい。
- ・条例に基づく施策に取り組む関係者が集う場づくりが必要であるため、市の責務として、チェック体制や推進体制を整備する規定を明記していただきたい。

(仮称)「草津市自転車の安心安全な利用の促進に関する条例」の検討項目について

検討項目	検討委員会等での意見や考え方	案
条例の名称	「草津市自転車の・・・」であると草津市自転車という1つの単語に見える。「の」や「な」を削除するか、「草津市における自転車の・・・」が良いかと思う。	草津市自転車の安心安全な利用の促進に関する条例

検討項目	検討委員会等での意見や考え方	検討委員会等での意見や考え方、他自治体の条例を参考にした条例案
前文	基本理念	この条例の基本的な考え方を分かりやすく表現する 自転車の安心安全な利用を促進していくには、自転車利用者、市民、自転車小売業者、事業者、関係団体、学校、家庭、市が各々の責務を自覚するとともに、それぞれの立場に立った役割を果たすことが必要である。
	自転車の安全な利用を図るための施策の推進	自転車は、子どもから高齢者にいたる幅広い世代が手軽に利用できる交通手段であるが、一部の自転車利用者が歩行者に脅威や危険を与えており、自転車の安全な利用の促進が喫緊の課題となっている。このため、自転車に関する交通事故の防止の観点から、自転車の安全な利用を図るための施策を推進し、安心安全なまちづくりを進めることが必要である。
	自転車の利用の促進を図るための施策の推進	モータリゼーションの進展に伴う温室効果ガスの増加は地球温暖化を引き起こしており、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されている。同時に、急速な高齢化の進展および疾病構造の変化に伴い、健康増進の重要性が著しく増大している。このため、地球温暖化防止や健康増進の観点から自転車の利用の促進を図るための施策を推進し、人や環境にやさしいまちづくりを進めることが必要である。
基本的な事項	目的	この条例は何を目的にしているのかを分かりやすく表現する この条例は、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の対策防止に関し、市、自転車利用者、市民関係団体等の責務と役割を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車の安心安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の安全で快適な生活を確保することを目的とする。
	定義	この条例で使われる用語の意味を分かりやすく明らかにする 自転車：道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。 自転車利用者：市内において自転車を利用している者をいう。 市民等：市内に在住、通勤もしくは通学する者や市内で事業を営む者活動する者をいう。 地域等：地域、家庭または職場をいう。 自転車小売業者：市内において自転車（中古の自転車を含む。）の小売を業とする者をいう。 事業者：市内において営利活動を行っている法人または個人をいう。 関係団体：市内において交通安全協会、交通安全会その他の自転車の交通安全や利用促進に関する活動を行う団体をいう。 学校：市内の学校教育法第1条に規定する学校および同法第124条に規定する専修学校に規定する小学校、中学校、高等学校、大学をいう。 家庭：個人が家族と生活を共有する場をいう。 自転車事故の保険等：自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償し、および傷害を補償するための保険又は共済をいう。
市民等の定義に、ボランティア活動をされている方を位置づけるのか。 関係団体には、安全利用のみではなく、利用促進のお願いをすることもあって思われるので、利用促進に関係する団体も含めて検討することが必要。 一部の関係者が市内の者に限定されていないため、市内の者に限定する。 自転車事故の保険等について表現方法を統一する。		

赤字：第2回検討委員会での意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正、青字：第3回検討委員会での意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正、緑字：事務局内での意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正

検討項目		検討委員会等での意見や考え方	検討委員会等での意見や考え方、他自治体の条例を参考にした条例案
基本的な事項 関係者の役割と責務	自転車利用者の責務	自転車事故の保険等について表現方法を統一する。	<p>目的を達成するため、それぞれの責務等を明確にする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法やその他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならない。</li> <li>・ 利用する自転車の定期的な整備点検やその自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等自転車事故の保険等への加入に努めなければならない。</li> <li>・ 自転車を確実に施錠するなど自転車の盗難防止に努めなければならない。</li> <li>・ 市、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。</li> </ul>
	市民等の責務	自転車事故の保険等について表現方法を統一する。 「地球環境面および健康増進の観点から」は基本理念に示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車の安全な利用の方法、定期的な整備点検や自転車保険等自転車事故の保険等への加入、防犯登録など自転車の安心安全な利用に関する理解を深め、職場や地域等においてその啓発に取り組むよう努めなければならない。</li> <li>・ 市が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。</li> <li>・ 地球環境面および健康増進の観点から、自動車よりも自転車の積極的な利用に努めなければならない。</li> </ul>
	自転車小売業者の責務	自転車事故の保険等について表現方法を統一する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車の安全な利用や定期的な整備点検についての啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、交通事故により生じた損害を賠償するための保険等自転車事故の保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければならない。</li> <li>・ 事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、その自転車の防犯登録の勧奨に努めなければならない。</li> <li>・ 市、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全利用に関する事業に協力するよう努めなければならない。</li> </ul>
	事業者の責務	従業員だけでなく、来訪者に対しても、自転車の安全な利用および利用の促進等に努める必要がある。 事業者が、従業員や来訪者が利用する自転車の盗難の防止に努めることを示すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 従業員に対し、通勤や業務において自動車よりも自転車の積極的な利用に努めなければならない。</li> <li>・ 来訪者に対し、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進に努めなければならない。</li> <li>・ 来訪者に対し、自転車の安全な利用および盗難の防止に関する意識の啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 従業員や来訪者が利用する自転車の盗難の防止に努めるものとする。</li> </ul>
	関係団体の責務	関係団体には、利用促進にも取り組んでいただくことがあると思われる。 「地球環境面および健康増進の観点から」は基本理念に示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 市民に対し、地球環境面および健康増進の観点から、自転車の利用を促す啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 市、警察署等が実施する自転車の安全な利用や利用の促進等に関する事業に協力するよう努めなければならない。</li> </ul>
	学校の責務	自転車事故の保険等について表現方法を統一する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車の安全な利用の方法について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 自転車の定期的な整備点検や自転車保険等自転車事故の保険等への加入、防犯登録について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 市、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に協力するよう努めなければならない。</li> </ul>
	家庭の責務	子ども達への指導は学校だけが行うものではない。家庭や地域で取り組むべきことでもあり、保護者の責務も必要ではないか。 自転車事故の保険等について表現方法を統一する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族の者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。</li> <li>・ 家族の者が利用する自転車の定期的な整備点検やその自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等自転車事故の保険等への加入に努めなければならない。</li> </ul>
	市の責務	市の責務に、条例に基づく施策を進めるエンジンとなる、関係者が連携および協議する場の設置について規定した方が良い。 市の責務に、条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画の策定について規定すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この条例の目的を達成するため、関係機関等と連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</li> <li>・ 関係機関等と連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、関係者による会議を組織するものとする。</li> <li>・ 自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するものとする。</li> </ul>

赤字：第2回検討委員会での意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正、青字：第3回検討委員会での意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正、緑字：事務局での意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正

検討項目	検討委員会等での意見や考え方	検討委員会等での意見や考え方、他自治体の条例を参考にした条例案	対策の例
自転車に関する教室等の開催や広報啓発活動		<p>目的を達成するための基本となる事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自転車の安全な利用の方法について市民の理解が深まるよう、自転車に関する教室等の開催や広報その他の啓発活動を行うものとする。</li> <li>市は、教室等の開催や広報啓発活動を行うに当たり、<del>警察署や関係団体、自転車小売業者等に対して</del>、<b>関係機関</b>にその協力を求めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車安全利用教室の充実（保護者対象教室等）</li> <li>えふえむ草津などを活用した啓発</li> <li>共通の自転車安全利用冊子の作成</li> </ul>
修了証等の交付		<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自転車に関する教室等に参加した者に対し、修了証等を交付する<b>ものとすることができる。</b></li> <li>市は、前項の規定により修了証等の交付を受けた者に対し、必要な支援を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者に対する修了証の交付</li> <li>修了者の駐輪料金の減額</li> <li>安全用具などの購入助成</li> </ul>
自転車ヘルメットの普及		<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、<del>児童または幼児の乗車用ヘルメットの普及を</del>図るため、情報提供その他必要な措置を講じるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルメット購入助成</li> </ul>
<b>自転車安全利活用推進員の設置</b>	<b>自転車安全利用推進員を自転車安全利活用推進員に変更し、安全利用に関する部分だけでなく、活用に関する部分も担ってほしい。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、<b>自転車</b>が関係する事故を未然に防止し、<b>自転車利用の促進</b>を図るため、<b>自転車安全利活用推進員</b>を置くことができる。</li> <li><b>自転車安全利活用推進員は、自転車の危険な利用がある場合、その自転車利用者に対して指導を行うとともに、警察署に必要な協力を求めることができる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>自転車安全利活用推進員の設置</b>（各地域に設置し、活動費を補助）</li> <li><b>※権限の範囲</b></li> </ul>
自転車の安全利用に係る利用環境の向上	<b>走行環境の整備について、具体的に表せないか。玉川学区で取り組んでいる通学ルート推奨のための IC タグ調査を応用できないか。自転車レーン整備に活用できる。市民アンケートの結果を反映すべきである。夜間の道が暗いと言っているので、走行環境の向上には街灯整備も必要である。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、<del>国、滋賀県、警察署、市民等</del><b>関係機関</b>と連携し、自転車の安全な利用に係る走行環境の向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車レーンの設置とそのネットワーク化（<b>路面への表示</b>）</li> <li><b>IC タグを活用した調査研究</b></li> <li><b>街灯整備</b></li> </ul>
自転車の利用の促進	<b>商店街や商業施設も一緒になって駐輪場の整備に取り組めないか。利用促進を全国に先駆け盛り込むのであれば、自転車の良さの啓発が図れる事業展開が必要である。安全利用の部分がなくなっているが、もっと利用促進が出てこないか。店舗に空気入れを設置しているところがある。表彰制度も考えられる。「地球環境面および健康増進の観点から」は基本理念に示す。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、<del>地球環境面および健康増進の観点から、自動車よりも</del>自転車の積極的な利用の促進を図るための<b>自転車駐輪場の整備</b>など、必要な措置を講じるものとする。</li> <li>市は、自転車の利用の促進を図る各種施策の実施に当たり、<del>滋賀県や関係団体等</del><b>関係機関</b>にその協力を求めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス停に併設した駐輪場の整備</li> <li>コミュニティサイクル（乗り捨て可）や<b>レンタサイクル等の設置整備</b></li> <li>サイクルマップや駐輪場マップの作成</li> <li><b>利用促進に取り組む事業者に対する表彰</b></li> </ul>
自転車の盗難の対策 <b>防止</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自転車の盗難件数の減少を図るため、<del>駐輪場等における防犯カメラの設置や確実な施錠等の広報啓発活動など</del>、必要な措置を講じるものとする。</li> <li>市は、自転車の盗難対策の<b>防止</b>を図る各種施策の実施に当たり、<del>警察署や関係団体、自転車小売業者等</del><b>関係機関</b>にその協力を求めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯カメラの充実</li> <li>施錠を促す音声スピーカーの設置</li> <li>盗難多発地点の公表</li> </ul>
財政上の措置	<b>財政上に措置に関しても具体的な対策例を示す必要がある。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自転車の安全な利用の<b>促進および利用環境の向上並びに<b>および</b>利用の促進や防犯の推進ならびに盗難の防止</b>に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>自転車利用に関する助成金や優遇制度などの設定</b></li> </ul>

赤字：第2回検討委員会での意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正、青字：第3回検討委員会での意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正、緑字：事務局内での意見や考え方およびその意見を踏まえた加筆・修正

※対策の例として挙げている項目は、市としての施策を示しているのではなく、活発な議論に資するべく作成したものです。

## (仮称)「草津市自転車の安心安全な利用の促進に関する条例」 に規定すべき事項(案)

### 前文. 基本理念(この条例の基本的な考え方を分かりやすく表現する)

#### ・自転車利用者等各主体の責務の明確化と適切な役割分担

自転車の安心安全な利用を促進していくには、自転車利用者、市民、自転車小売業者、事業者、関係団体、学校、家庭、市が各々の責務を自覚するとともに、それぞれの立場に立った役割を果たすことが必要である。

#### ・自転車の安全な利用を図るための施策の推進

自転車は、子どもから高齢者にいたる幅広い世代が手軽に利用できる交通手段であるが、一部の自転車利用者が歩行者に脅威や危険を与えており、自転車の安全な利用の促進が喫緊の課題となっている。このため、自転車に関する交通事故の防止の面から自転車の安全な利用を図るための施策を推進し、安心安全なまちづくりを進めることが必要である。

#### ・自転車の利用の促進を図るための施策の推進

モータリゼーションの進展に伴う温室効果ガスの増加は地球温暖化を引き起こしており、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されている。同時に、急速な高齢化の進展および疾病構造の変化に伴い、健康増進の重要性が著しく増大している。このため、地球温暖化防止や健康増進の観点から自転車の利用の促進を図るための施策を推進し、人や環境にやさしいまちづくりを進めることが必要である。

### 1. 目的(この条例は何を目的にしているのかを分かりやすく表現する)

この条例は、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の防止に関し、市、自転車利用者、市民等の責務と役割を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車の安心安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の安全で快適な生活を確保することを目的とする。

### 2. 定義(この条例で使われる用語の意味を分かりやすく明らかにする)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 市内において自転車を利用している者をいう。
- (3) 市民 市内に在住、通勤もしくは通学する者や市内で活動する者をいう。
- (4) 地域等 地域、家庭または職場をいう。
- (5) 自転車小売業者 市内において自転車(中古の自転車を含む。)の小売を業とする者をいう。
- (6) 事業者 市内において営利活動を行っている法人または個人をいう。



- (7) 関係団体 市内において自転車の交通安全や利用促進に関する活動を行う団体をいう。
- (8) 学校 市内の学校教育法第1条に規定する学校および同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (9) 家庭 個人が家族と生活を共有する場をいう。
- (10) 自転車事故の保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償し、および傷害を補償するための保険又は共済をいう。

#### 4. 関係者の責務と役割（目的を達成するため、それぞれの責務や役割を明確にする）

##### ・自転車利用者の責務

自転車利用者は、道路交通法やその他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入に努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車を確実に施錠するなど自転車の盗難防止に努めなければならない。

4 自転車利用者は、市、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

##### ・市民の責務

市民は、自転車の安全な利用の方法、定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入、防犯登録など自転車の安心安全な利用に関する理解を深め、地域等においてその啓発に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する自転車に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、自動車よりも自転車の積極的な利用に努めなければならない。

##### ・自転車小売業者の責務

自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車の安全な利用や定期的な整備点検についての啓発に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車事故の保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければならない。

3 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、その自転車の防犯登録の勧奨に努めなければならない。

4 自転車小売業者は、市、警察署または関係団体等が実施する自転車に関する事業に協力するよう努めなければならない。

### ・事業者の責務

事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、その従業員に対し、通勤や業務において自動車よりも自転車の積極的な利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、その来訪者に対し、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進に努めなければならない。

4 事業者は、その来訪者に対し、自転車の安全な利用および盗難の防止に関する意識の啓発に努めなければならない。

5 事業者は、その従業員や来訪者が利用する自転車の盗難の防止に努めるものとする。

### ・関係団体の責務

関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、市民に対し、自転車の利用を促す啓発に努めなければならない。

3 関係団体は、市、警察署等が実施する自転車の安全な利用や利用の促進等に関する事業に協力するよう努めなければならない。

### ・学校の責務

学校は、自転車の安全な利用の方法について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。

2 学校は、自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入、防犯登録について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければならない。

3 学校は、市、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に協力するよう努めなければならない。

### ・家庭の責務

家庭では、家族の者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 家庭では、家族の者が利用する自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入に努めなければならない。

### ・市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、関係機関等と連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、関係機関等と連携し、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の防止を推進するため、関係者による会議を組織するものとする。

3 自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するものとする。

## 5. 安全利用や利用促進等に関する取り組み（目的を達成するための基本となる事項）

### ・自転車に関する教室等の開催や広報啓発活動

市は、自転車の安全な利用の方法について市民の理解が深まるよう、自転車に関する教室等の開催や広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、教室等の開催や広報啓発活動を行うに当たり、**関係機関**にその協力を求めることができる。

### ・修了証等の交付

市は、自転車に関する教室等に参加した者に対し、修了証等を交付する**ことができる**。

2 市は、前項の規定により修了証等の交付を受けた者に対し、必要な支援を行うことができる。

### ・自転車ヘルメットの普及

市は、乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じるものとする。

### ・自転車安全利活用推進員の設置

市は、自転車が関係する事故を未然に防止し、**自転車利用の促進を図るため、自転車安全利活用推進員を置くことができる**。

2 前項の規定により設置した**自転車安全利活用推進員は、自転車の危険な利用がある場合、その自転車利用者に対して指導を行うとともに、警察署に必要な協力を求めることができる**。

### ・自転車の利用環境の向上

市は、**関係機関**と連携し、自転車の走行環境の向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。

### ・自転車の利用の促進

市は、**自動車よりも**自転車の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、自転車の利用の促進を図る各種施策の実施に当たり、**関係機関**にその協力を求めることができる。

### ・自転車の盗難の防止

市は、自転車の盗難件数の減少を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、自転車の盗難の防止を図る各種施策の実施に当たり、**関係機関**にその協力を求めることができる。

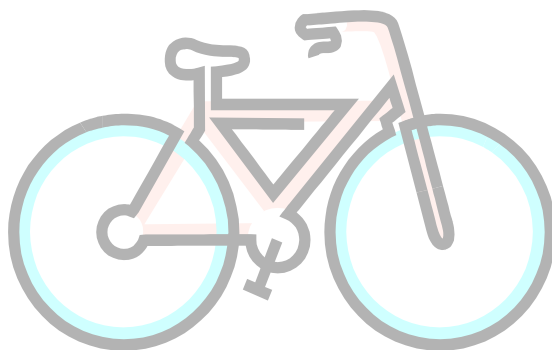
### ・財政上の措置

市は、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

## (仮称)「草津市自転車の安心安全な利用の促進に関する条例」(案) 体系図



# **（仮称）草津市における自転車の 安全な利用・利用の促進・盗難の防止 に関する提言（案）**



平成25年8月

草津市自転車安全利用検討委員会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 草津市における自転車利用の現状	2
1) 自転車保有台数および交通機関分担率	2
2) 自転車利用の状況	6
3) 自転車事故等の状況	6
4) 自転車盗難の状況	9
5) 放置自転車の状況	9
6) 将来の自転車交通への期待	10
3. 草津市における自転車安全利用対策の現状	12
1) 交通安全運動	12
2) 道路整備	13
3) 利用促進	13
4) 防犯対策	14
4. 自転車の安心安全な利用に関する提言	15
1) 自転車に関する課題	15
2) 関係者の責務と役割	16
3) 取り組むべき施策	20
5. 自転車の安心安全な利用の促進を推進する体制	21
1) 条例の制定	21
2) 関係者会議の組織	22
3) ICT（情報通信技術）の利活用	23
6. おわりに	24



## 1. はじめに

自転車は、子どもから高齢者にいたる幅広い世代が手軽に利用できる交通手段ですが、一部の自転車利用者が歩行者に脅威や危険を与えており、自転車の安全な利用の促進が喫緊の課題となっています。このため、自転車に関する交通事故の防止の観点から自転車の安全な利用を図るための施策を推進し、安心安全なまちづくりを進めることが求められています。

また、モータリゼーションの進展に伴う温室効果ガスの増加は地球温暖化を引き起こしており、自然生態系を含む地球環境への影響が懸念されています。同時に、急速な高齢化の進展および疾病構造の変化に伴い、健康増進の重要性が著しく増大しています。このため、地球温暖化防止や健康増進の観点から自転車の利用の促進を図るための施策を推進し、人や環境にやさしいまちづくりを進めることが求められています。

こうした状況を踏まえ、『第9次草津市交通安全計画』では、自転車利用者の交通ルールの遵守および交通マナーの向上、安全な走行環境の確保などが推進すべき事項として位置づけられており、『くさつ環境文化プラン（第2次草津市環境基本計画）』では、徒歩や自転車による移動の促進や環境配慮型交通システムの構築などが推進すべき事項として位置づけられています。また、草津市健康増進計画『健康くさつ 21』では、「健康づくり市民運動」が家庭や地域など様々な場で広がっていくためのこれからの健康づくりの取り組みが提案されています。

しかしながら、自転車の安心安全な利用をより一層促進するためには、関係者が共通の課題認識を持ち、かつ連携しながら課題解決を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。このため、交通安全の実現のために活動する団体、直接市民と接して自転車を販売する業者、警察や滋賀県等の関係機関などが連携し、交通安全教育や走行環境の整備等による交通秩序の維持・安定、安全な自転車利用に関する市民意識の醸成、地球温暖化防止や健康増進を図る自転車利用の促進などを推進し、もって市民の安全で快適な生活の確保を図るため、平成24年10月に「草津市自転車安全利用検討委員会」を設置しました。

当委員会では、平成25年8月までに5回にわたって議論を重ね、その結果を『草津市における自転車の安全な利用・利用の促進・盗難の防止に関する提言』として取りまとめました。

本提言は、市民の安全で快適な生活の確保の実現に向けた自転車に関する課題、関係者の責務や役割、取り組むべき施策などを示しています。

平成25年8月

草津市自転車安全利用検討委員会



## 2. 草津市における自転車利用の現状

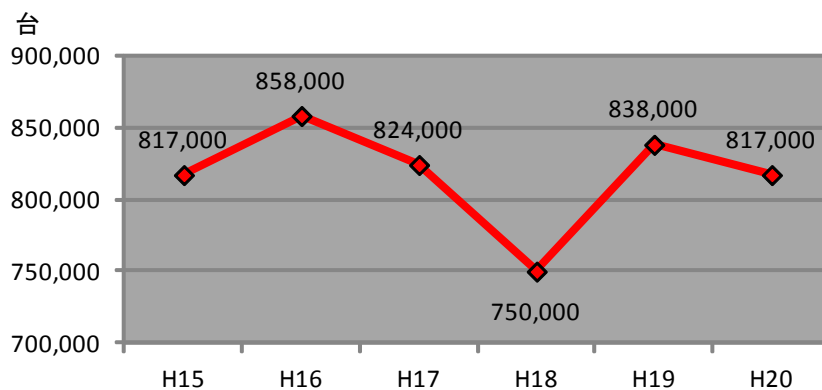
- 草津市では、地理的条件や人口特性などから自転車の利用が多く、また昨今の環境意識や健康志向の高まりを踏まえ、利用ニーズの更なる増大が見込まれています。
- また、自転車利用の増大とともに、自転車事故、自転車盗難、放置自転車が増加しており、それら自転車に関わる様々な課題への対策が必要とされています。

### 1) 自転車保有台数および交通機関分担率

#### a. 自転車保有台数の推移（滋賀県の自転車保有台数から人口比で推計）

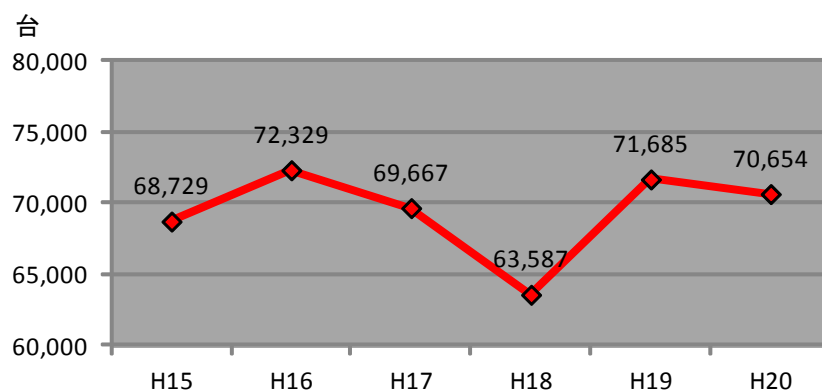
○草津市内には、約 70,000 台の自転車があり、身近な乗り物として利用されています。

※平成 20 年度における滋賀県の自転車保有台数は、全国 21 位（81.7 万台）であり、保有率は全国 9 位（59.3 台/百人）です。



※（社）自転車協会資料

図 2.1 滋賀県の自転車保有台数



※滋賀県の自転車保有台数を基に人口比で推計

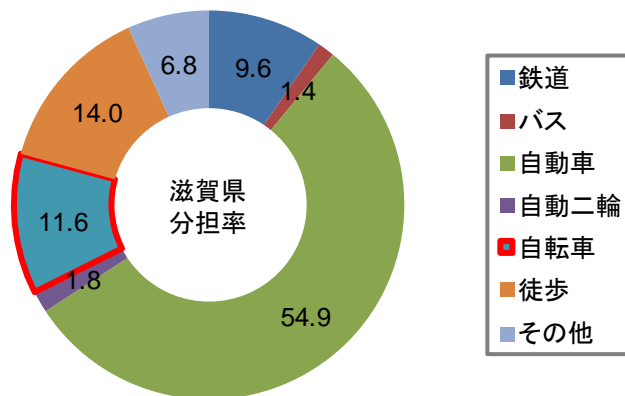
図 2.2 草津市の自転車保有台数





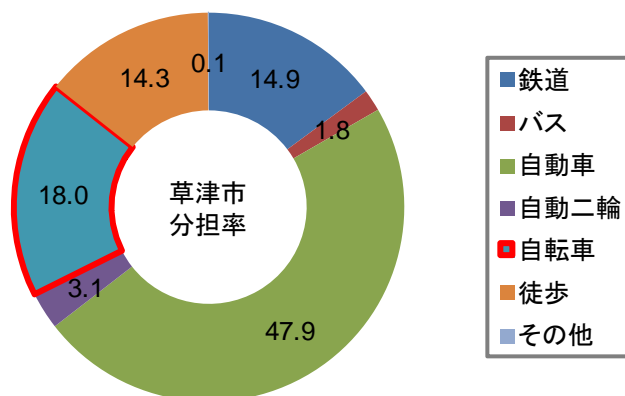
b. 交通機関分担率

○滋賀県における自転車分担率が 11.6%であるのに対し、草津市の分担率は 18.0%であることから、鉄道、バスや自動車など様々な交通機関がある中で、自転車を利用している市民が多くなっています。



※平成 22 年度パーソントリップ調査における代表交通手段構成より集計

図 2.3 滋賀県の自転車分担率



※平成 22 年度パーソントリップ調査における代表交通手段構成より集計

図 2.4 草津市の自転車分担率



2) 自転車の利用状況

a. 自転車の利用頻度

○多くの市民が自転車を利用し、利用者の約70%が「週に1回程度」以上利用しています。

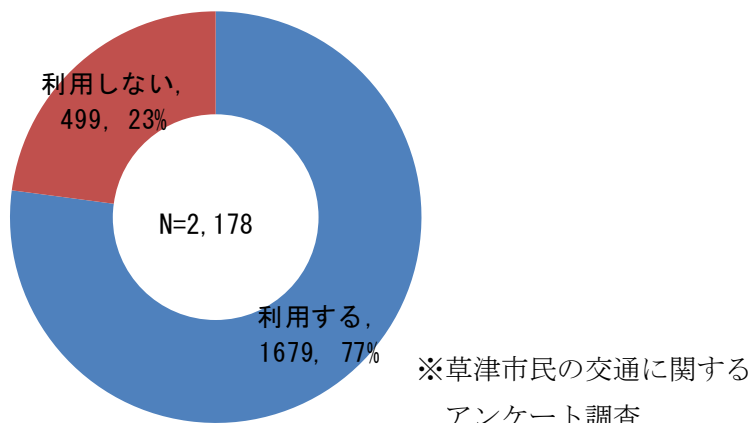


図 2.5 自転車の利用有無

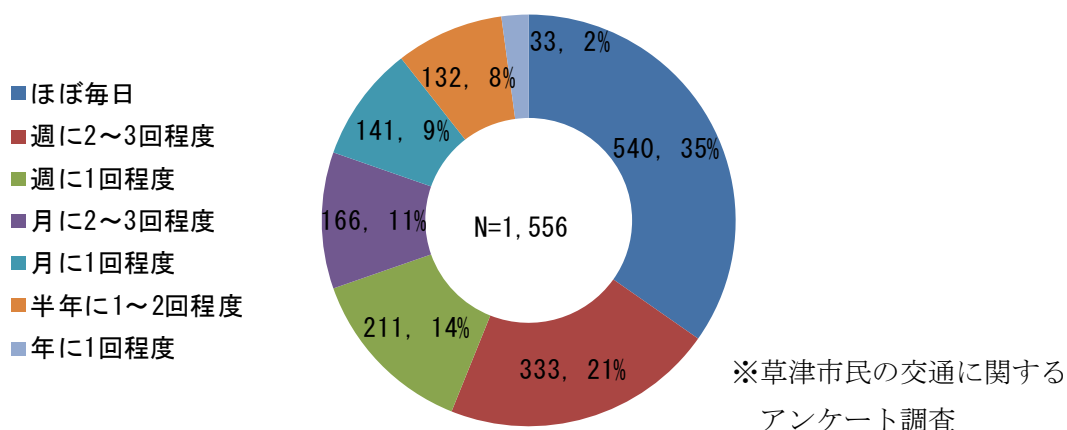
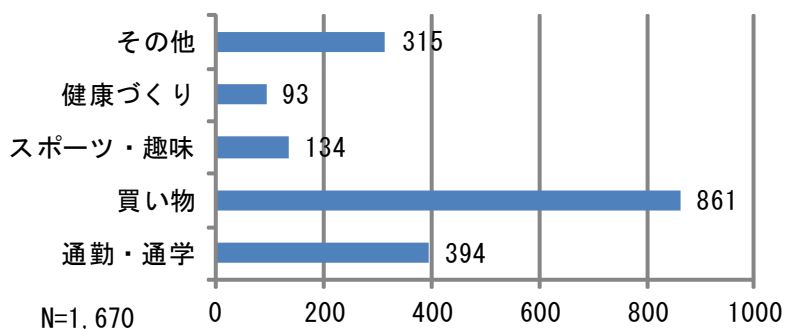


図 2.6 自転車の利用頻度

b. 自転車の利用目的

○多くの市民が「買い物」や「通勤・通学」を目的として自転車を利用しています。



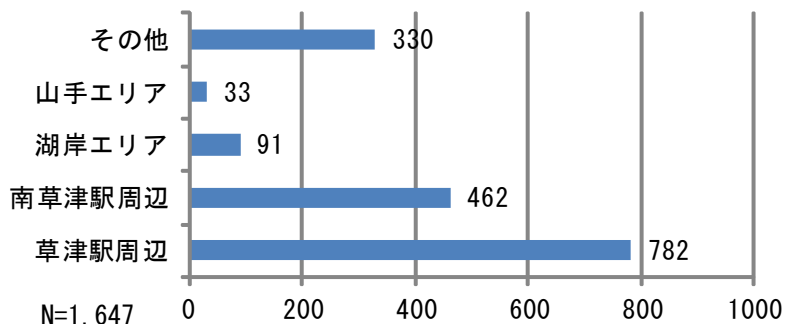
※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.7 自転車の利用目的



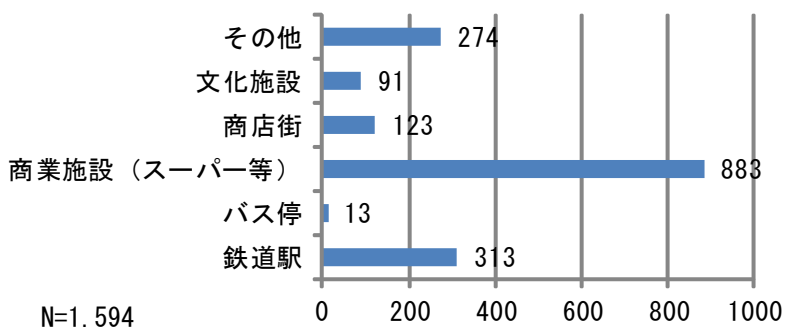
c. 自転車の利用目的地

○「草津駅周辺」への利用が多く、「商業施設（スーパー等）」への利用が多くなっています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.8 自転車の利用目的地（地域）

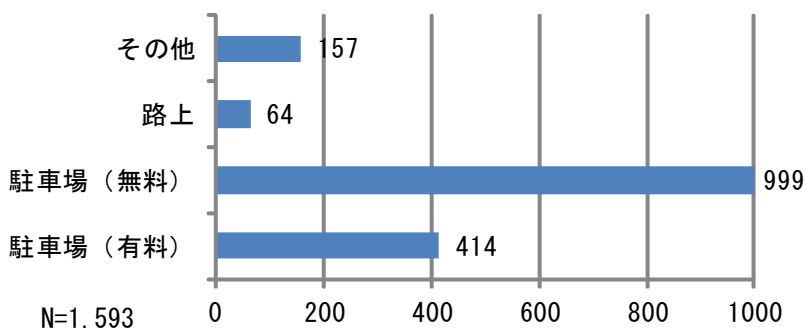


※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.9 自転車の利用目的地（施設）

d. 自転車の駐輪場所

○自転車を利用する際、「駐輪場（無料）」への駐輪が多くなっています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.10 自転車の駐輪場所



3) 自転車事故等の状況

a. 交通事故の推移（高速道路、京滋バイパスを除く）

○滋賀県、草津市ともに交通事故発生件数は減少傾向にありますが、草津市における人口1万人当りの発生件数は依然として高くなっています。

表 2.1 交通事故の推移

		H21	H22	H23
滋賀県	発生件数（件/年）	8,651	8,771	8,112
	人口1万人当り発生件数（件/万人）	62.6	62.2	57.4
	死者数（人/年）	60	75	78
	負傷者数（人/年）	11,053	11,196	10,192
草津市	発生件数（件/年）	1,020	941	839
	人口1万人当り発生件数（件/万人）	86.8	71.9	63.1
	死者数（人/年）	4	4	7
	負傷者数（人/年）	1,307	1,154	1,034

b. 自転車事故の推移（高速道路、京滋バイパスを除く）

○滋賀県、草津市ともに自転車事故発生件数は減少傾向にありますが、草津市における交通事故発生件数に占める自転車事故の構成率は依然として高くなっています。

表 2.2 自転車事故の推移

		H21	H22	H23
滋賀県	発生件数（件/年）	1,573	1,576	1,400
	交通事故発生件数に占める構成率（%）	18.2	18.0	17.3
草津市	発生件数（件/年）	208	200	157
	交通事故発生件数に占める構成率（%）	20.4	21.3	18.7



c. 自転車事故の時間帯別死傷者数（平成 23 年度：草津警察署管内）

○草津警察署管内では、自転車事故に占める通勤・通学時間帯（8～10 時）および帰宅時間帯（16～18 時）の割合が高くなっています。

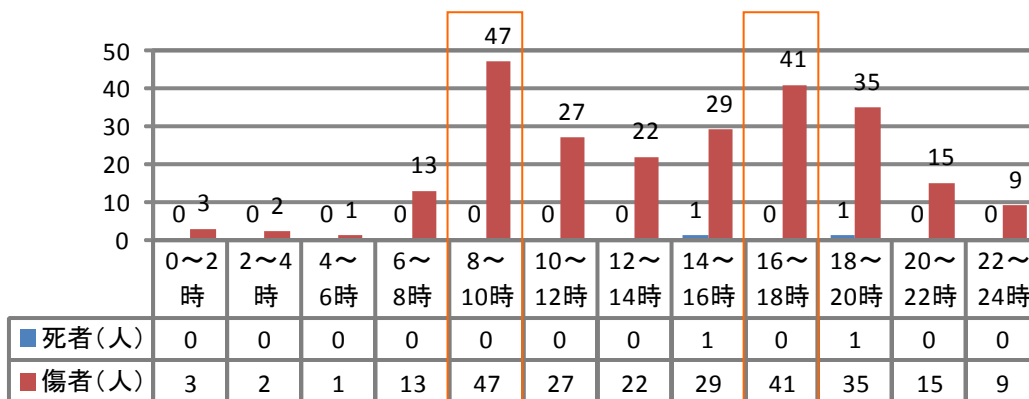


図 2.11 草津警察署管内自転車事故の時間帯別死傷者数

d. 自転車事故の年齢層別死傷者数（平成 23 年度：草津警察署管内）

○草津警察署管内では年齢層によらず、多くの自転車事故によるけが人が発生しています。  
○また、自転車事故により、高齢者 2 名が亡くなっています。

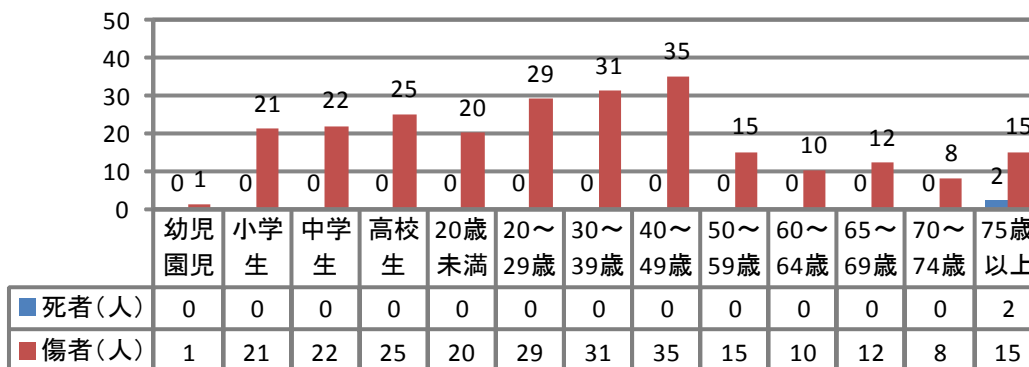


図 2.12 草津警察署管内自転車事故の年齢層別死傷者数



e. 自転車事故の違反別死傷者数（平成 23 年度：草津警察署管内）

○草津警察署管内では、自転車事故に占める交差点安全通行義務や安全運転義務などの違反の割合が高くなっています。

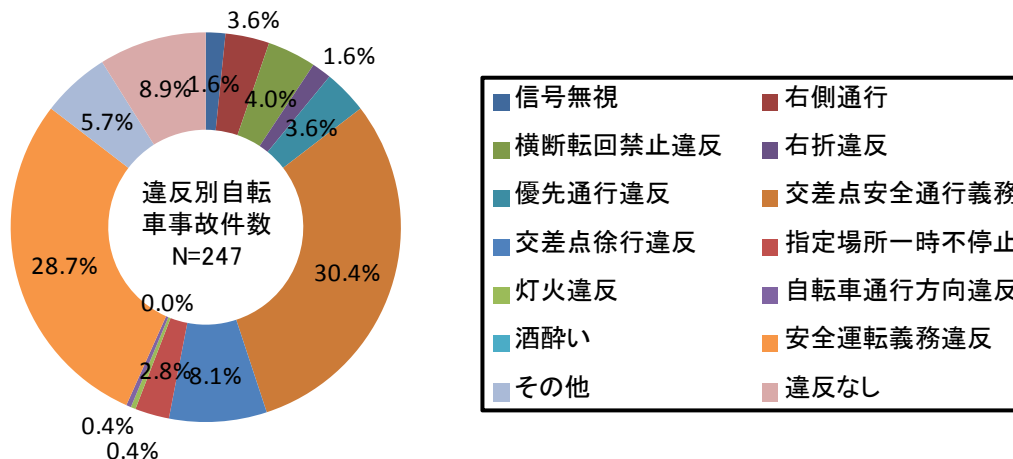


図 2.13 草津警察署管内自転車事故の違反別割合

f. 草津市における自転車死亡事故（平成 23 年）

○草津市では、平成 23 年に 2 件の自転車事故が発生し、高齢者 2 名が亡くなっています。

表 2.3 草津市における自転車死亡事故の詳細

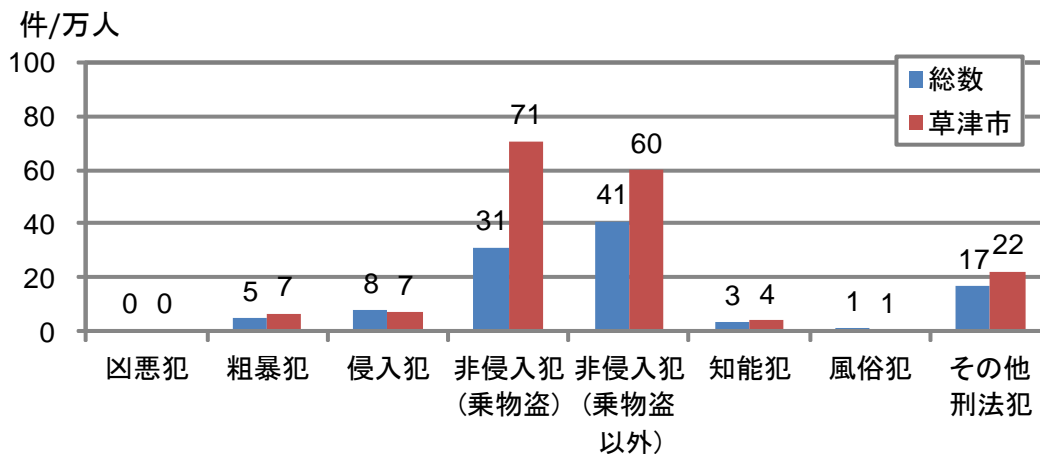
日時	場所	当事者	道路形状	内容
8 月 24 日 (水) 午後 6 時台	市道	軽四乗用車 (30 歳代男性) 自転車 (80 歳代女性)	交差点	交差点と直進中の乗用車と、左方歩道から横断してきた自転車が出合い頭に衝突
10 月 6 日 (木) 午後 3 時台	市道	普通貨物車 (30 歳代男性) 自転車 (70 歳代男性)	交差点	交差点を直進中の貨物車と、左方から横断してきた自転車が出合い頭に衝突



4) 自転車盗難の状況

a. 犯罪率

○草津市では、乗物盗（自転車、自動車、オートバイ盗）が非常に多く発生しています。



※平成 24 年の刑法犯認知件数を平成 24 年 4 月 1 日現在の人口で除して算出

図 2.14 草津市内の犯罪発生率

b. 自転車盗難件数（届け済件数、草津警察署管内）

○草津市では、平成 23 年に 824 件（前年比+42 件）の自転車盗難が発生しています。

5) 放置自転車の状況

a. 放置禁止区域における放置自転車（平成 23 年度）

○草津市では、景観を損ねるばかりではなく、歩行者の通行の妨げや交通事故の原因、緊急時の防災活動の支障となる放置自転車等の撤去等を行っています。

○草津駅周辺に比べ、南草津駅周辺の撤去台数が多くなっていますが、撤去台数は年々減少傾向にあります。

表 2.4 放置自転車数（放置禁止区域）

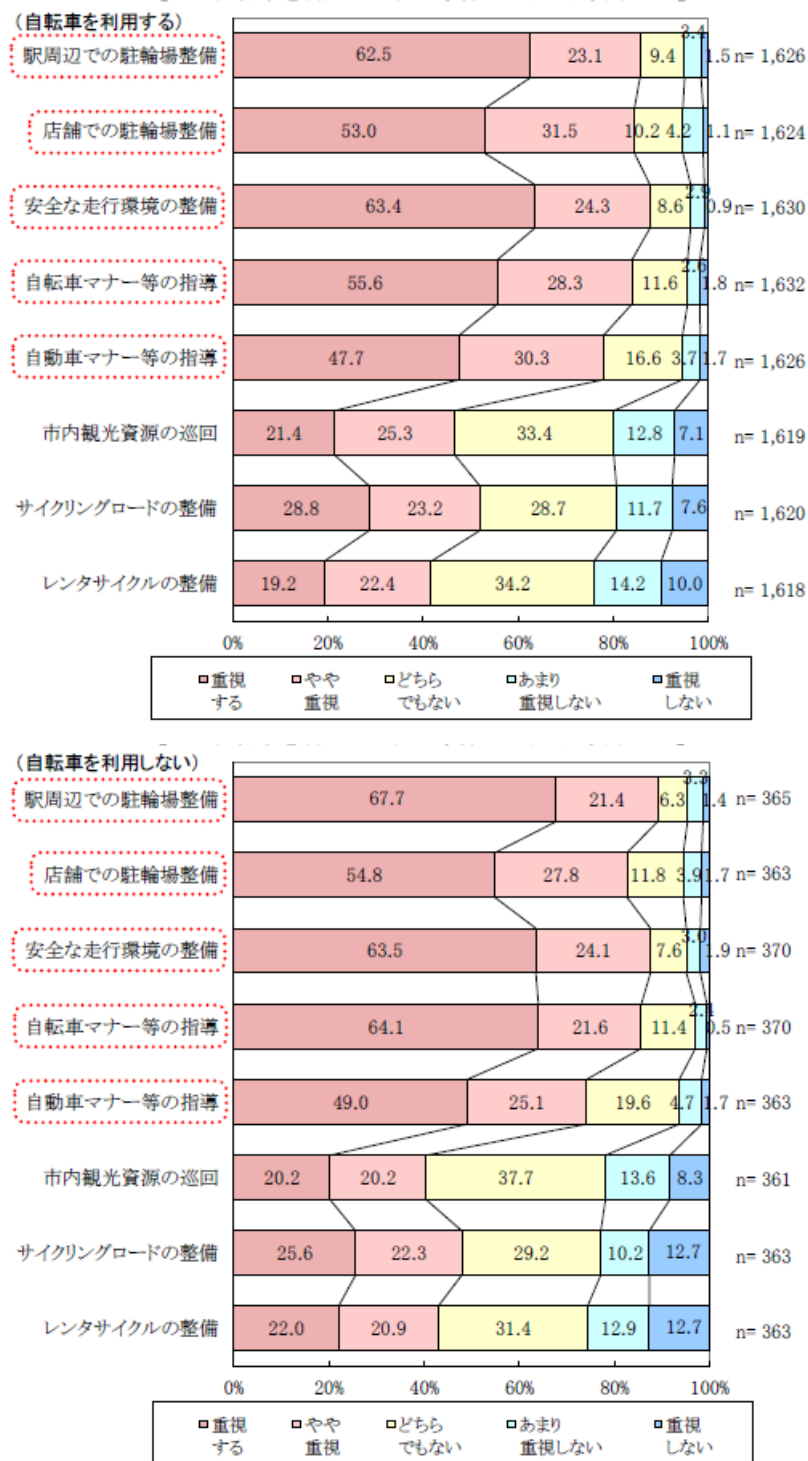
	自転車		原動付自転車		合計	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
草津駅	448	-10	6	-17	454	-27
南草津駅	1,413	-250	117	-63	1,530	-313
合計	1,861	-260	123	-80	1,984	-340



6) 自転車への期待

a. 自転車を利用しやすい環境づくりに必要な要素

○多くの市民が自転車を利用しやすい環境づくりに“駐輪場の整備”、“自転車利用環境の整備”、“ルール遵守・マナー向上”が必要であると感じています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

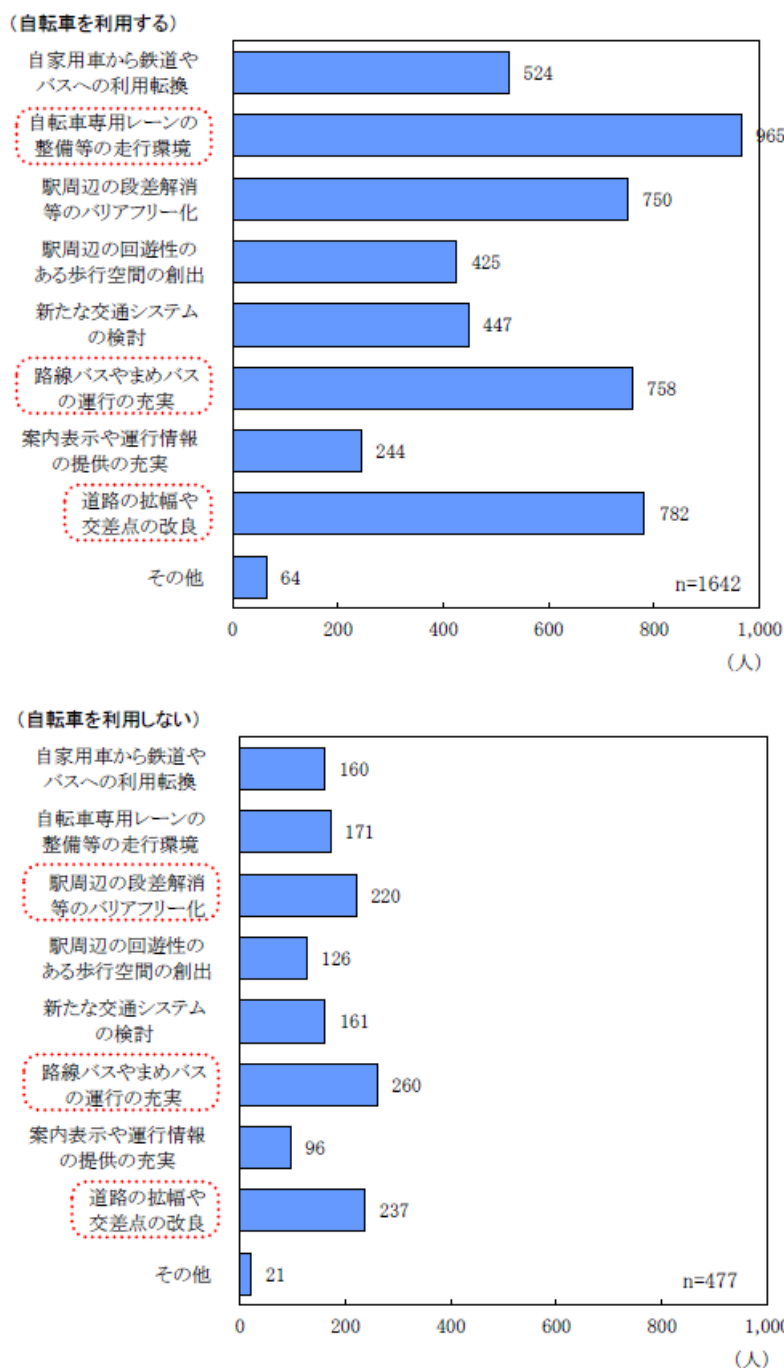
図 2.15 自転車を利用しやすい環境づくりに必要な要素





b. 今後 10 年先の交通環境整備の方向性

○今後 10 年先を見通した草津市全体の交通環境を整えていく上で、多くの自転車利用者が「環境や健康づくりなどのため、自転車を活用しやすいよう、自転車専用レーンの整備などの走行環境を整える」ことを優先していくべきだと考えています。



※草津市民の交通に関するアンケート調査

図 2.16 今後 10 年先の交通環境整備の方向性



### 3. 草津市における自転車安全利用対策の現状

■草津市では、自転車安全利用対策として、市、警察署等の関係機関・団体、地域が連携し交通安全運動や利用促進運動の実施、道路および駐輪場の整備を進めていますが、自転車のより安全な利用に向け、更なる対策の実施が必要とされています。

#### 1) 交通安全運動

##### a. 交通安全教室の開催

○草津市では、交通指導員（わかばチーム）による交通安全教室を開催しており、平成 23 年度は 40 回の開催、延べ 4,918 人の参加がありました。

表 3.1 交通安全教室開催数および参加者数

	開催回数	うち、 自転車教室	参加人数	内容
保育所	10 回	0 回	919 人	歩行
幼稚園	5 回	0 回	464 人	歩行
小学校	17 回	5 回	2,506 人	歩行、リーダー、自転車
中学校	0 回	0 回	0 人	
高齢者	4 回	0 回	440 人	歩行
その他	4 回	0 回	589 人	歩行
合計	40 回	5 回	4,918 人	

##### b. 広報啓発活動

○四季の交通安全運動期間を中心に交通安全の啓発に努めるとともに、広報くさつなどの広報媒体を活用した広報活動を実施しています。

○また、次の補助金による交通安全活動が各学（地）区で行われています。

##### ■学（地）区交通安全会活動補助金

○学（地）区単位で組織して行われている交通安全活動に対する補助金であり、交通安全啓発活動や交通安全施設点検および清掃活動（カーブミラーなど）が主な事業です。

##### ■交通安全パトロール隊活動補助金

○交通安全の確保を図るために、広報パトロール活動等を行う自主的に組織された団体であり、市内には山田パトロール隊があります。



■カンガルークラブ活動事業補助金

○幼児または児童の安全を願い、交通ルールを身に付けさせるために、交通安全教室事業等を実施する、母子によって組織された団体であり、草津市には、青地第1カンガルークラブがあります。

2) 道路整備

a. 自転車道の整備

○道路管理者による自転車と歩行者の分離や、自転車歩行者の通行明示区分の表示を行っています。

表 3.2 道路整備

市道	自転車・歩行者分離	約 850m	南草津駅中央線（150m）、桜ヶ丘西線（700m）
	通行明示区分表示	約 1,430m	大路渋川北線（250m）、野路若草線（1,180m）
県道	自転車・歩行者分離	約 460m	大津草津線（460m）
	通行明示区分表示	約 860m	大津草津線（370m）、平野草津線（150m）、大津能登川長浜線（340m）

3) 利用促進

a. ”草津地球冷やしたい”プロジェクト

○草津市では、市民や事業者、行政等の役割を明らかにし、それぞれが自主的にまた協働して取り組むことを目的に、「愛する地球のために約束する草津市条例」（H20.4.1施行）を制定し、「草津市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しており、その中の重点アクションの一つに、ノーマイカー通勤運動がありました。

<p>○アクション6 ノーマイカー通勤運動</p> <p>ねらい：市内の事業所に協力を求め、従業員のマイカー通勤からの公共交通機関や自転車などへの利用転換を図ります。ノーマイカー通勤促進のため事業所の動向を踏まえ、公共交通対策もあわせて検討します。</p> <p>目標：ノーマイカー通勤転換率 20%</p>	<p>対象：事業者</p>
--	---------------

■電動アシスト自転車貸出（※第1期（H22年10～12月）～第8期（H24年7～9月）実施）

片道2km以上を自転車またはバイクで通勤している従業員が、通勤を主目的として使用する場合、最大5台までの電動アシスト自転車を3ヶ月間貸し出していました。

実績：貸出先 22事業所（第8期（H24年7～9月）まで）  
 実績：削減走行距離 85,006km（第7期（H24年4～6月）まで）  
 実績：CO2排出抑制量 11,894.1kg-CO2（第7期（H24年4～6月）まで）  
 実績：CO2抑制量の杉の木換算 849本（第7期（H24年4～6月）まで）



b. 市営駐輪場

○草津駅前および南草津駅前に自転車駐輪場を整備し、都市景観の維持や市民の利便性向上を図っています。

表 3.3 市営駐輪場

	収容可能台数 (自転車)	一時 使用料	備考
草津駅西口自転車駐輪場	972 台	120 円	
草津駅西口第 2 自転車駐輪場	660 台	120 円	
草津駅東自転車駐輪場	439 台	200 円	
南草津駅自転車自動車駐輪場	3,126 台	120 円	IC タグによる自動ゲート

4) 防犯対策

a. 自転車盗件数の推移

○草津市で発生している犯罪のほぼ半数が自転車盗であり、防止のための啓発活動を実施していますが、自転車盗件数は年々増加しているため、草津警察署と発生場所等の情報提供について交わしました。

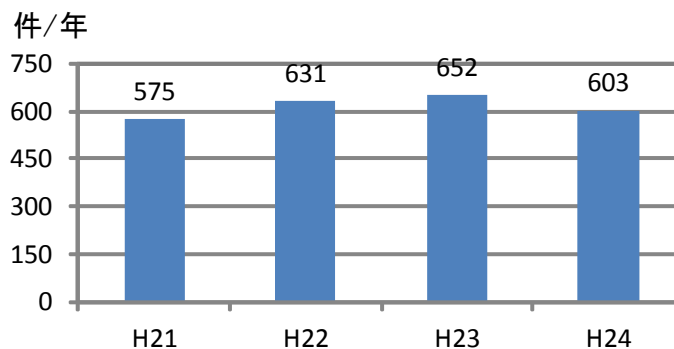


図 3.1 草津市における自転車盗の推移

表 3.4 草津市内の犯罪別ワーストランキング（平成 24 年上半期）

	犯罪名	件数	前年比
1 位	自転車盗	603 件	+128 件
2 位	万引き	173 件	+15 件
3 位	車上ねらい	161 件	+64 件
4 位	器物損壊	157 件	+36 件
5 位	オートバイ盗	89 件	-14 件
6 位	置き引き	74 件	+1 件



## 4. 自転車の安心安全な利用の促進に関する提言

- 当委員会では、草津市における自転車利用および自転車安全利用対策の現状を踏まえ、自転車の安心安全な利用の促進に向けた課題やその対応策等について意見交換および討議を行ってきました。
- 各委員からこれまで提案された意見を整理し、「草津市における自転車安全利用に関する提言」として市に提言します。

### 1) 自転車に関する課題

○市民の安全で快適な生活の確保に向けて、自転車の安心安全な利用の促進を図るためには、以下に示す3つの自転車に関する課題が挙げられます。

#### a. 自転車の安全な利用

○草津市では、自転車事故が多く発生しており、自転車利用者が引き起こす死亡事故も発生しています。このため、自転車、歩行者、自動車の通行空間の分離や、通行および駐輪に関するルールの遵守やマナー向上などを徹底し、自転車安全利用の促進を図ることが重要です。

#### b. 自転車の利用の促進

○草津市では、渋滞の発生、環境負荷の増加など車社会化の進展に起因する各種問題への対応が課題となっています。このため、自転車を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、自動車から自転車への転換を促す周知・広報活動などを実施し、自転車の利用促進を図ることが重要です。

#### c. 自転車の盗難の防止

○草津市では、自転車の盗難が多く発生しており、人口一人当たりの発生件数では県内ワースト1位となっています。このため、自転車盗難が起こりにくい地域づくりを進めるとともに、駐輪時における施錠の徹底を促す周知・広報活動などを実施し、自転車の盗難の防止を図ることが重要です。



## 2) 関係者の責務と役割

- 自転車に関する課題の解決に向けた関係者それぞれの責務と役割を示します。
- 自転車に関する課題を解決するためには、関係者が各立場を自覚するとともに、相互に連携しつつそれぞれの役割を果たすことが必要不可欠です。

### a. 自転車利用者の責務と役割

- 自転車利用者は、道路交通法やその他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければなりません。
- 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入に努めなければなりません。
- 自転車利用者は、自転車を確実に施錠するなど自転車の盗難防止に努めなければなりません。
- 自転車利用者は、市、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければなりません。

### b. 市民の責務と役割

- 市民は、自転車の安全な利用の方法、定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入、防犯登録など自転車の安心安全な利用に関する理解を深め、地域等においてその啓発に取り組むよう努めなければなりません。
- 市民は、市が実施する自転車に関する施策に協力するよう努めなければなりません。
- 市民は、自動車よりも自転車の積極的な利用に努めなければなりません。

### c. 自転車小売業者の責務と役割

- 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車の安全な利用や定期的な整備点検についての啓発に努めなければなりません。
- 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、自転車事故の保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければなりません。
- 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車を購入しようとする者または自転車利用者に対し、その自転車の防犯登録の勧奨に努めなければなりません。
- 自転車小売業者は、市、警察署または関係団体等が実施する自転車に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

### d. 事業者の責務と役割

- 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければなりません。



- 事業者は、その従業員に対し、通勤や業務における自動車よりも自転車の積極的な利用の促進に努めなければなりません。
- 事業者は、その来訪者に対し、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進に努めなければなりません。
- 事業者は、その来訪者に対し、自転車の安全な利用および盗難の防止に関する意識の啓発に努めなければなりません。
- 事業者は、その従業員や来訪者が利用する自転車の盗難の防止に努めるものとする。

#### e. 関係団体の責務と役割

- 関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければなりません。
- 関係団体は、市民に対し、自転車の利用を促す啓発に努めなければなりません。
- 関係団体は、市、警察署等が実施する自転車の安全な利用や利用の促進等に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

#### f. 学校の責務と役割

- 学校は、自転車の安全な利用の方法について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければなりません。
- 学校は、自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入、防犯登録について、児童、生徒、学生の理解が深まるよう啓発に努めなければなりません。
- 学校は、市、警察署または関係団体等が実施する自転車の安全な利用に関する事業に協力するよう努めなければなりません。

#### g. 家庭の責務と役割

- 家庭では、家族の者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければなりません。
- 家庭では、家族の者が利用する自転車の定期的な整備点検や自転車事故の保険等への加入に努めなければなりません。

#### h. 市の責務と役割

- 市は、この条例の目的を達成するため、関係機関等と連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 市は、関係機関等と連携し、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の防止を推進するため、関係者による会議を組織するものとする。
- 市は、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定するものとする。



### 3) 取り組むべき施策

- 草津市における自転車に関する課題に対応するために取り組むべき施策を示します。
- 各施策を総合的に推進することにより、自転車に関する課題に対してより大きな効果が望まれます。

#### a. 自転車に関する教室等の開催や広報啓発活動

- 市民一人ひとりが意識し行動することは、自転車に関するルールの遵守やマナーの向上につながります。
- 市は、自転車の安全な利用の方法について市民の理解が深まるよう、関係機関と協力して自転車に関する教室等の開催や広報その他の啓発活動を行うことが必要です。

##### ■具体的な対策（案）

- ・自転車安全利用教室の対象拡大（保護者など）
- ・えふえむ草津などを活用した啓発
- ・共通の自転車安全利用冊子の作成 等

#### b. 修了証等の交付

- 参加者に対してインセンティブや特典を付与することは、自転車に関する教室等への参加の促進につながります。
- 市は、自転車に関する教室等に参加した者に対し、修了証等を交付するとともに、修了証等の交付を受けた者に対し、必要な支援を行うことが必要です。

##### ■具体的な対策（案）

- ・参加者に対する修了証の交付
- ・修了者の駐輪料金の減免
- ・安全用具などの購入助成 等

#### c. 自転車ヘルメットの普及

- 乗車用ヘルメットを着用することは、自転車乗用中の事故による衝撃を緩和し被害の防止や軽減につながります。
- 市は、主に児童・幼児（13歳未満）に対し、乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じる必要があります。

##### ■具体的な対策（案）

- ・ヘルメットの購入の助成 等





d. 自転車安全利活用推進員の設置

- 自転車利用者に対する地域の実情に合った柔軟できめ細やかな指導体制を構築することは、各地域における自転車に関係する事故の防止や自転車利用の促進につながります。
- 市は、自転車に関係する事故を未然に防止し、自転車利用の促進を図るため、自転車の危険な利用がある場合、警察署と協力してその自転車利用者に対して指導を行う自転車安全利活用推進員を置くことが必要です。

■具体的な対策（案）

- ・自転車安全利活用推進員の設置
- ・自転車安全利活用推進員の活動費の補助 等

e. 自転車の利用環境の向上

- 自転車、歩行者、自動車の通行空間を分離し安全で快適な空間を確保することは、自転車の安全な利用および利用の促進につながります。
- 市は、自転車の走行環境の向上を図るため、関係機関と連携して必要な措置を講じることが必要です。

■具体的な対策（案）

- ・自転車レーンの設置とそのネットワーク化（路面への表示）
- ・IC タグを活用した調査研究
- ・街灯整備の推進 等

f. 自転車の利用の促進

- 自動車から自転車への利用の転換は、CO2 排出量削減による地球環境の改善や、カロリー消費量の増加による健康の増進などにつながります。
- 市は、自動車よりも自転車の積極的な利用の促進を図るため、関係機関と協力して必要な措置を講じる必要があります。

■具体的な対策（案）

- ・バス停に併設した駐輪場の整備
- ・コミュニティサイクル（乗り捨て可）やレンタサイクル等の整備
- ・サイクルマップや駐輪場マップの作成
- ・利用促進に取り組む事業者に対する表彰 等



g. 自転車の盗難の防止

- 自転車の盗難を防止することは、より大きな犯罪の抑止や、他の犯罪の手段や犯人の逃走の足としての利用の防止などにつながります。
- 市は、自転車の盗難件数の減少を図るため、関係機関と協力して必要な措置を講じることが必要です。

■具体的な対策（案）

- ・防犯カメラの充実
  - ・施錠を促す音声スピーカーの設置
  - ・盗難多発地点の公表
- 等

h. 財政上の措置

- 自転車に関する課題を解決するための施策に対して財政上の措置を講じることが、自転車の安心安全な利用の促進に関する施策の推進につながります。
- 市は、自転車の安全な利用および利用の促進ならびに盗難の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じることが必要です。

■具体的な対策（案）

- ・自転車利用に関する助成金や優遇制度などの設定
- 等



## 5. 自転車の安心安全な利用の促進を推進する体制

- 自転車の安心安全な利用の促進を効果的かつ効率的に推進するためには、草津市の特色や文化、ニーズ等に細かく対応することが重要です。
- 草津市における自転車を取り巻く現状の他、他自治体の好事例等を踏まえ、自転車の安心安全な利用の促進を推進する体制の構築を提案します。

### 1) 条例の制定

- 他自治体では、自転車の安心安全な利用を促進する取り組みを実効性のあるものにするため、自転車利用者、小売業者、学校、市などの責務や役割を明らかにするとともに、取り組みの基本となる事項を定めた条例を制定しています。

表 5.1 他自治体による条例制定状況

自治体名	名称	施行日
熊本県熊本市	熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例	S61. 4. 1
東京都板橋区	東京都板橋区自転車安全利用条例	H15. 4. 1
東京都三鷹市	三鷹市自転車の安全利用に関する条例	H16. 4. 1
茨城県取手市	取手市自転車安全利用条例	H19. 4. 1
京都府	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例	H19. 10. 16
岩手県盛岡市	盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例	H20. 4. 1
千葉県浦安市	浦安市自転車の安全利用に関する条例	H21. 10. 1
東京都府中市	府中市自転車の安全利用に関する条例	H22. 4. 1
京都府京都市	京都市自転車安心安全条例	H22. 12. 17
千葉県市川市	市川市自転車の安全利用に関する条例	H23. 4. 1
埼玉県さいたま市	さいたま市自転車の安全な利用を促進する条例	H23. 4. 1
埼玉県	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例	H24. 4. 1
神奈川県鎌倉市	鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例	H24. 4. 1
大阪府摂津市	摂津市自転車安全利用倫理条例	H24. 4. 1

- 条例の制定により各主体の責務や役割、相互の関係を明らかにすることで、以下に示す効果が得られることから、自転車の安心安全な利用の促進に関する条例を制定することが望ましいです。

#### ■条例制定による効果

- ・関係者が共通認識を持って課題解決を図ることができます。
- ・自転車利用者や市民等に対して、自転車に関する考えの再認識を促すことができます。
- ・相乗効果によるメリットの獲得と協働による施策展開の足がかりとなります。



## 2) 関係者会議の組織

- 自転車利用者、市民、自転車小売業者、事業者、関係団体、学校、家庭、市が連携し、草津市における自転車に関する課題の解決に資する取り組みを一体的かつ総合的に推進するためには、関係者が集まり、協議する場の組織が必要です。
- また、自転車に関する課題に対する取り組みの進捗状況や効果・課題を確認し、改善等のフィードバックを継続的に行っていくためには、PDCA サイクルに基づきモニタリングや評価、見直し等を行う機関の組織が必要です。

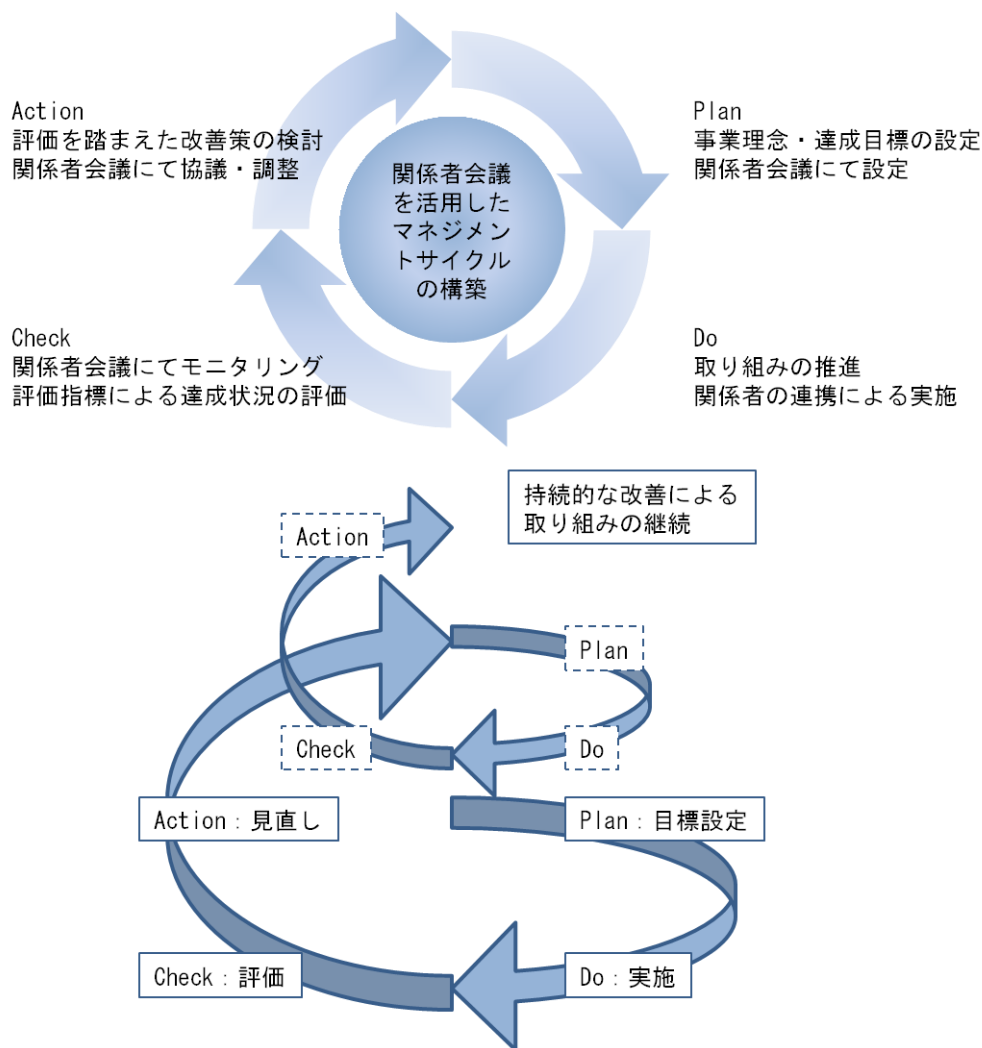


図 5.1 PDCA サイクルの概念

- 関係機関等が連携し、自転車の安全な利用や利用の促進、盗難の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、関係者による会議を組織することが望ましいです。



### 3) ICT（情報通信技術）の利活用

- 草津市における自転車に関する課題に迅速かつ効率的に解決するためには、ICT（情報通信技術）の利活用が必要不可欠です。
- 草津市には、多数の優れた技術や商品を持つ企業の集積に加え、研究開発機関や大学が立地しているため、ICTの利活用に関する高い研究開発ポテンシャルを有しています。
- また、草津市ではICタグを用い、「南草津地区における通勤・通学時の歩行者・自転車の安全環境整備のための社会実験」を実施していたことに加え、市営南草津駅自転車自動車駐車場に国内初のノンストップ自動ゲートを設置しているため、ICTの利活用に関する先進的かつ実用的な技術やノウハウ等を有するとともに、ICTに対して関係者の意識が高まっています。



図 5.2 市営南草津駅自転車自動車駐車場のノンストップ自動ゲート

- ICT 利活用に関する高い研究開発ポテンシャルを活かし産・官・学が連携して先進的かつ実用的な技術やノウハウ等を開発するとともに、開発した成果を積極的に利活用かつ展開していくことが望ましいです。



## 6. おわりに

本提言では、「草津市自転車安全利用検討委員会」における議論や検討の結果を踏まえ、市民の安全で快適な生活の確保の実現に向けた3つの課題と8つの取り組むべき施策について取りまとめました。

市民の安全で快適な生活の確保の実現には、自転車の安心安全な利用を促進することが必要であり、そのためには、自転車に関する課題の解決および自転車利用を促進に資する施策を推進することが重要です。

施策の推進にあたっては、5. に示した自転車の安心安全な利用の促進を推進する体制を積極的に構築するとともに、

- 明確かつ実現可能な目標を設定すること
- 実効性や必要な期間・コスト等を勘案した効果的・効率的な計画を立案すること
- 各施策を一体的かつ総合的に取り組むこと
- 各施策の進捗状況や効果・課題を確認し、改善等のフィードバックを行うこと
- 各施策に関する広報・PR活動を積極的に展開すること
- 市民の安全で快適な生活の確保を目的とする他の施策との連携を図ること

などを考慮することによって、より大きな効果が望めます。

当委員会は、自転車利用者、市民、自転車小売業者、事業者、関係団体、学校、家庭、市が一体となり、本提言に示した施策を持続的かつ戦略的に取り組むことによって、自転車に関する課題の解決および自転車利用の促進を推進するとともに、市民の安全で快適な生活が実現することを期待します。